2) 土地利用計画の状況

調査区域の「国土利用計画法」(昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号)に基づく地域の指定状況は、表 4-2-4 及び図 4-2-2 に示すとおりです。

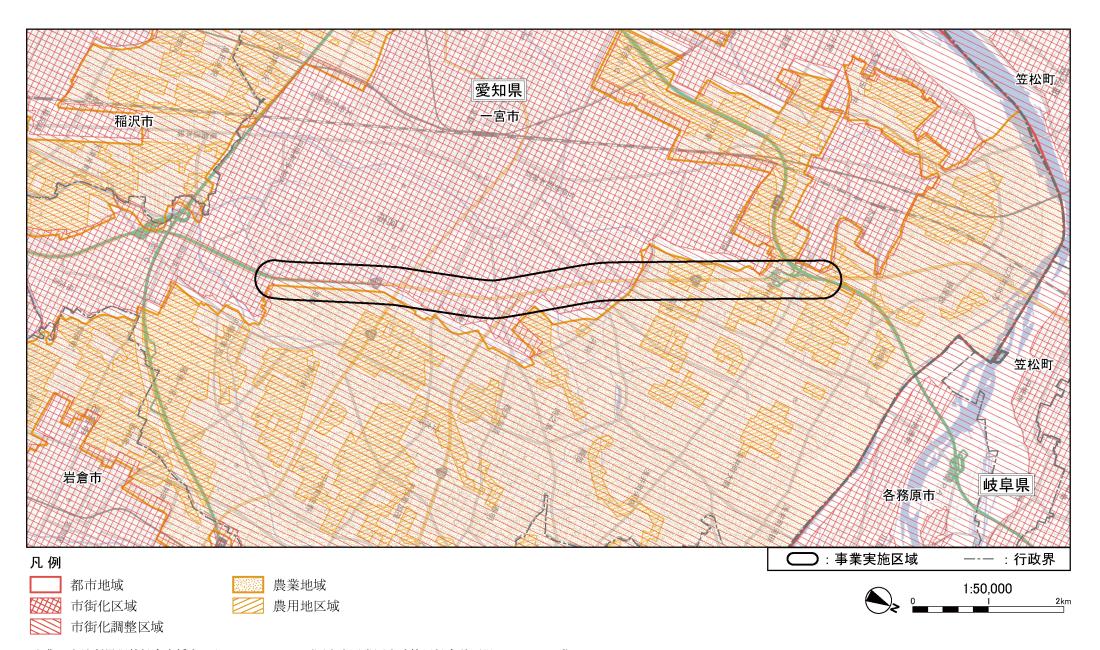
調査区域の全域が都市地域に含まれ、一部が市街化区域に指定されています。森林地域は調査区域では指定されていません。

事業実施区域においては、市街化区域・市街化調整区域が広がり、北側に農業地域及び農用地区域が指定されています。

表 4-2-4 地域の指定状況

県	市	都市地域	農業地域・ 農用地区域	森林地域
愛知県	一宮市	0	0	-
	稲沢市	0	0	-
	岩倉市	0	0	-
岐阜県	各務原市	0	0	-
	笠松町	0	0	-

出典:土地利用調整総合支援ネットワークシステム(国土交通省国土政策局総合計画課ホームページ)



出典:土地利用調整総合支援ネットワークシステム(国土交通省国土政策局総合計画課ホームページ)

図 4-2-2 土地利用計画の状況